

■新資格について (PPT の P7)。

スクールソーシャルワーカー (SSW) での活用が想定されていないのではないのでしょうか？

すべての子どもが長く過ごす学校を「子ども家庭福祉」として、しっかり視野に入れるべきである。SSW は連携相手ではなく、まさに「子ども家庭福祉」を担う人材である。児童相談所はすべての子どもから見ると 2~3%の対応、市町村児童福祉が 10%ほどの対応、子どもの貧困やコロナの影響調査 (厚労科研特別研究の 2020 年度版: ストレスを抱える子どもが約 90%、学校に行きづらい子どもが約 30%)、子育て不安などでは 30%が危ない予防領域である。この実態の中ですべての子どもを対象に切れ目のない支援として描かれているのに学校も含めた全体像が大事。

・新資格は厚労省でつくる資格ではあるが、厚労省の施策に引っ張られているのではないか。

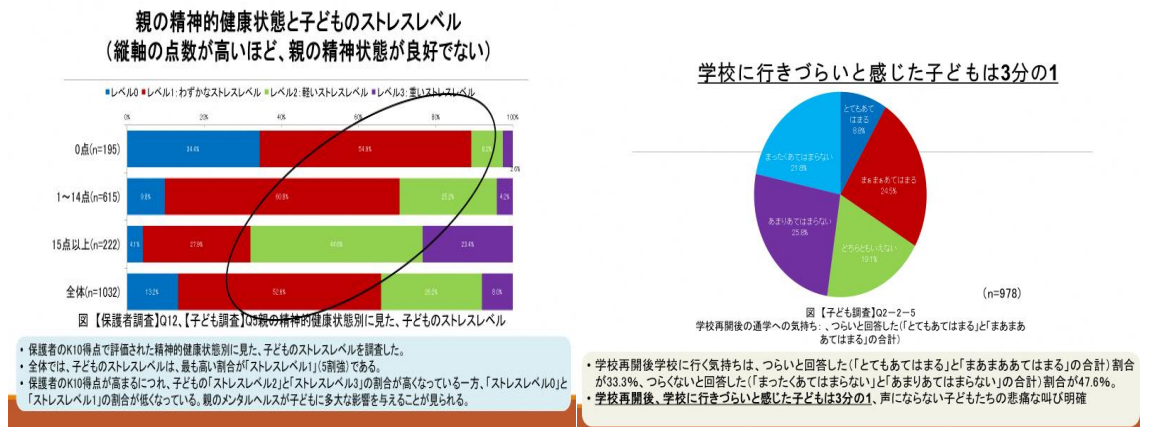
内閣府 (貧困)、文科省 (SSW) 等で活用される話は厚労省からは聞いていないが、児童部会で今まで学校 SW の視点から意見を言ってきたが、縦割りであった (人材雇用は学校なので文科、人材の内容は厚労という形)。しかし、うまく連携できず、改善されてこなかったように思う。ようやく、こういった問題をなくすための子ども家庭庁になるはずである。学校領域を視野に入れるべき。

・SSW での活用を想定されて資格のための研修内容等を検討しているのでしょうか？

SSW (文科省) は数年前より「社会・精神の有資格者が基本」とされているし、さらに新資格者の SSWでの活用も考えていると聞いている。

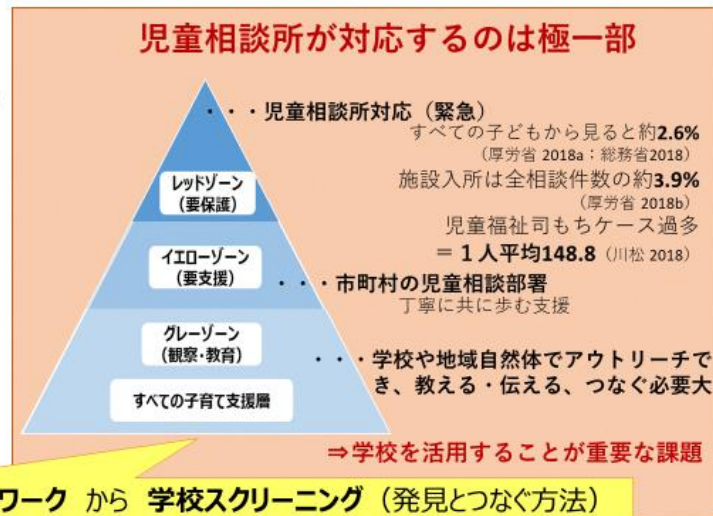
・新資格が社会・精神ベースでできていて、研修のカリキュラムでもそのようになっているのかの確認をしたい。なっているのであれば、社会・精神のカリキュラムとの照合は必須。

・この資格の研修や養成が、様々な人が取りやすい方向へと安易に流れず、専門性の向上や力量の強化されるようになっているのでしょうか？



1-② 対応の構造の現状 → つなぐ人材、方法、場へ

- 児童相談所の対応は義務教育年齢の全校児童数の約1% (山野ほか 2000)
⇒15.42% (貧困：就学援助率) や**34.8%** (孤立) に対応不可能
- 就学後、**30%**をつかめるのは**すべての子どもが通う学校**である。
- 学校に全数把握機関としての位置づけが必要



スクールソーシャルワーク から **学校スクリーニング** (発見とつなぐ方法)
(つなぐ人材) **学校プラットフォーム★ (場)**